

5 在宅生活の支援

在宅でのサービス

(1) ホームヘルプサービス（居宅介護等事業） **身** **知** **精** **支援法**

身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、障害者総合支援法の対象となる難病等の患者の日常生活を支援するため、ホームヘルプサービスを提供します。

- 【内 容】 ① 食事づくり、洗たく、掃除などの家事援助や食事介助、排せつ介助などの身体介護、通院や官公署への相談・手続の外出を支援する通院等介助
② 生活等に関する相談・助言

【対 象 者】 障害支援区分1以上の方（障害児はこれに相当する心身の状態）

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※神奈川県内の事業所情報は「障害福祉情報サービスかながわ」ホームページでご覧頂けます。

（<http://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>）

(2) 自宅での訪問入浴サービス **身** **支援法**

【内 容】 移動入浴車を自宅に派遣し、入浴の機会を提供します。（週2回まで。）

【対 象 者】 家庭での入浴が困難な64歳以下の在宅の重度身体障害者（2級以上）

【費 用】 1回1,250円（生活保護・中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯及び市民税非課税世帯は無料）

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 施設での送迎入浴サービス **身** **支援法**

【内 容】 住居形態等の理由により訪問入浴サービスが利用困難な場合に、寝台車の送迎により市内にある特別養護老人ホーム等の特殊浴槽によって、入浴の機会を提供します。（週1回まで。）※介護保険の通所介護、障害者デイサービス（入浴加算あり）を受けている場合は、対象となりません。

【対 象 者】 家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者（2級以上）

【費 用】 1回1,290円（生活保護・中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯及び市民税非課税世帯は無料）

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(4) 重度身体障害者巡回判定 **身**

【対 象 者】 補装具の書類による判定及び来所判定いずれもが困難な重度身体障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【内 容】 医師・ケースワーカーなど専門スタッフが出張し、補装具の判定を行います。

(5) 身体障害者健康診査 **身**

【内 容】 車いす使用者の二次的障害を予防するために、指定機関において年1回、無料で健康診査を行います。

【対 象 者】 身体障害者手帳を持っている方のうち、日常生活で常時車いすを使用している18歳以上の方

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(6) 在宅障害児・者家庭援護活動 **身** **知**

- 【内 容】 障害児・者に対する養育を助け、または日常の介助のため、福祉団体が援助者を派遣します。
- 【対 象 者】 障害児者福祉団体を經由して登録申請のあった家庭
- 【窓 口】 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター（4頁）

(7) あんしん電話の設置 **身**

- 【内 容】 けがや急病など緊急を要する場合に、緊急通報装置の発信ボタンを押すことで近隣の協力者や消防局へ通報できる装置を設置します。
- 【対 象 者】 1・2級の身体障害者手帳を持っている方で、ひとり暮らし又はそれに準ずる18歳以上の方
- 【費 用】 緊急通報装置使用料は世帯の課税状況に応じて利用者負担があります。（ダイヤル通話料等は利用者の自己負担です。）
- 【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(8) 食事サービス **身**

- 【内 容】 配食サービス事業者が、食事を直接訪問してお渡しし、あわせて安否確認を行います。
- 【対 象 者】 身体障害者(※)で、ひとり暮らしなど介護力に欠け、心身の障害等の理由により食事確保が困難な方のうち、食事に関するサービスの利用調整を行い必要と認められた方
※視覚障害、平衡機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、じん臓機能障害で1～3級の身体障害者手帳を持っている方
- 【費 用】 1食あたり700円以内（週5食、1日1食まで）
※治療食は、700円を超える場合もあります。
- 【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(9) 市立図書館の図書配送貸出 **身** **知** **精**

- 【内 容】 市立図書館の図書・雑誌をご自宅へ配送します。1人6冊まで4週間貸出します。
- 【対 象 者】 横浜市に在住か通勤・通学していて、障害者手帳をお持ちで来館が困難な方。
- 【利 用 料】 無料（送料は往復とも図書館で負担します）
- 【利用手続】 事前登録が必要です。
登録手続きについては、図書館にお問合せください。
*このサービスは、来館しての利用と併用できません。
- 【窓 口】 横浜市中央図書館
- 【電 話】 262-0050（代表）、250-1619（直通） 【F A X】 250-1619

(10) ごみの持ち出し収集

身 知 精

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--|--|----------|--------|----------|------|----------|------|----------|------|----------|-------|----------|---|---------|----------|------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|------|----------|---|-------|----------|-------|----------|-------|----------|------|----------|------|----------|-------|----------|
| | ふれあい収集 (家庭ごみの持ち出し収集) | 粗大ごみの持ち出し収集 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【内 容】 | <p>「横浜市ふれあい収集実施要綱」に基づき、対象者宅の敷地内や玄関先から、直接ごみを収集します。</p> <p>※ 申込書での申込みが必要になり、ふれあい収集に必要な情報を確認するため、事前に対象者宅へお伺いし、実施の可否を決定します。</p> <p>※ 収集時にごみが排出されていない場合等に、安否確認のため、インターホン等で声を掛けさせていただくことがあります。</p> | <p>対象者宅の敷地内又は屋内まで入って、粗大ごみを収集します。</p> <p>※ 受付から収集までの期間は、お時間を要する場合があります。また、収集日はご希望に添いかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※ 粗大ごみを持ち出すために、次の作業が必要な場合は、持ち出し収集の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分解が必要な粗大ごみ ・他の家具の移動が必要な粗大ごみ ・ロープ等で吊り上げ下げが必要な粗大ごみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【対 象 者】 | <p>次のいずれかに該当し、ご家族や身近な人の協力が困難で、自ら家庭ごみを集積場所（粗大ごみは指定場所）まで持ち出すことができない「ひとり暮らしの方」</p> <p>なお、同居者がいる場合でも、同居者が高齢者（粗大ごみの持ち出し収集は年少者も含む）など、次のいずれかに該当する場合は、対象となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 愛の手帳の交付を受けている方 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方 ④ 介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方 ⑤ ごみを持ち出すことができない65歳以上の方 ⑥ 妊婦やけがをしている方などで、事務所長が認めた方（粗大ごみのみ） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【連 絡 先】 | <p>お住まいの区の資源循環局事務所 受付時間：月～土（祝日を含む） 午前8時～午後4時45分</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr><td>鶴見事務所</td><td>502-5383</td></tr> <tr><td>神奈川事務所</td><td>441-0871</td></tr> <tr><td>西事務所</td><td>241-9773</td></tr> <tr><td>中事務所</td><td>621-6952</td></tr> <tr><td>南事務所</td><td>741-3077</td></tr> <tr><td>港南事務所</td><td>832-0135</td></tr> </table> | 鶴見事務所 | 502-5383 | 神奈川事務所 | 441-0871 | 西事務所 | 241-9773 | 中事務所 | 621-6952 | 南事務所 | 741-3077 | 港南事務所 | 832-0135 | <table border="1"> <tr><td>保土ヶ谷事務所</td><td>742-3715</td></tr> <tr><td>旭事務所</td><td>953-4811</td></tr> <tr><td>磯子事務所</td><td>761-5331</td></tr> <tr><td>金沢事務所</td><td>781-3375</td></tr> <tr><td>港北事務所</td><td>541-1220</td></tr> <tr><td>緑事務所</td><td>983-7611</td></tr> </table> | 保土ヶ谷事務所 | 742-3715 | 旭事務所 | 953-4811 | 磯子事務所 | 761-5331 | 金沢事務所 | 781-3375 | 港北事務所 | 541-1220 | 緑事務所 | 983-7611 | <table border="1"> <tr><td>青葉事務所</td><td>975-0025</td></tr> <tr><td>都筑事務所</td><td>941-7914</td></tr> <tr><td>戸塚事務所</td><td>824-2580</td></tr> <tr><td>栄事務所</td><td>891-9200</td></tr> <tr><td>泉事務所</td><td>803-5191</td></tr> <tr><td>瀬谷事務所</td><td>364-0561</td></tr> </table> | 青葉事務所 | 975-0025 | 都筑事務所 | 941-7914 | 戸塚事務所 | 824-2580 | 栄事務所 | 891-9200 | 泉事務所 | 803-5191 | 瀬谷事務所 | 364-0561 |
| 鶴見事務所 | 502-5383 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川事務所 | 441-0871 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西事務所 | 241-9773 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中事務所 | 621-6952 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 南事務所 | 741-3077 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 港南事務所 | 832-0135 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保土ヶ谷事務所 | 742-3715 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 旭事務所 | 953-4811 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 磯子事務所 | 761-5331 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 金沢事務所 | 781-3375 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 港北事務所 | 541-1220 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緑事務所 | 983-7611 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 青葉事務所 | 975-0025 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 都筑事務所 | 941-7914 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 戸塚事務所 | 824-2580 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 栄事務所 | 891-9200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 泉事務所 | 803-5191 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 瀬谷事務所 | 364-0561 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>※「粗大ごみ処理手数料の免除」については、117頁をご覧ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

その他（自立生活の援助など）

(1) 障害者自立生活アシスタントの事業

知 精

単身等で生活する障害者が地域生活を継続するために、専門的知識と経験を有する「自立生活アシスタント」が、具体的な生活の場面での助言やコミュニケーション支援を行います。

利用については、直接次の実施施設（障害の種別により実施施設が異なります。）、又は、お住まいの区の福祉保健センターへお問い合わせ下さい。

【対 象 者】 市内に居住していて下記のいずれかに該当する知的障害者、精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害を有するために日常生活又は社会生活に支援が必要な方

- ①地域で一人暮らしをしている方
 ②同居している家族の障害や病気、高齢化などで日常生活上の支援を受けられない方
 ③自立生活アシスタントを利用しながら一人暮らしを目指したい方

【支援の内容】①訪問・電話等による相談・助言（衣食住・健康管理・消費生活・余暇活動の支援など）

- ②コミュニケーション支援（対人関係調整・関係機関との連絡調整の支援など）

【実施施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 (FAX) | 担当障害種別 |
|------------------------------------|---|------------------------|--------|
| 偕恵いわまワークス ぴらねっと | 〒240-0004 保土ヶ谷区岩間町 1-7-15 | 336-0928 (336-0929) | 知的障害者 |
| てらん広場 ひあなう | 〒241-0835 旭区柏町 36-15 柏ハーモニビル 202 | 520-4006 (390-3129) | 知的障害者 |
| SELP・社 社の地域生活支援室 | 〒247-0013 栄区上郷町 134-2 1 階 | 897-2081 (897-2082) | 知的障害者 |
| 自立サポートセンター歩 アシスタントステーション歩 | 〒241-0005 旭区白根 7-31-7 | 953-3386 (953-7747) | 知的障害者 |
| つるみ地域活動ホーム幹 「幹」相談支援室 | 〒230-0062 鶴見区豊岡町 3-4 リコービル 1 階 | 710-0242 (582-1313) | 知的障害者 |
| 中区本牧活動ホーム 中区障がい者生活支援スペースぽ〜と | 〒231-0846 中区大和町 1-15-1 | 628-3572 (628-3573) | 知的障害者 |
| であい 自立生活アシスタント事業所 SEIFA（セルフア） | 〒244-0002 戸塚区矢部町 291 辺化°71-スト 201 | 827-3025 (827-3026) | 知的障害者 |
| 集 つどい地域支援室 | 〒235-0002 磯子区馬場町 1-1 リブレーヌ根岸 | 750-7439 (750-7439) | 知的障害者 |
| しんよこはま地域活動ホーム 地域生活支援センター海 相談室 | 〒223-0057 港北区新羽町 1240-1 5 階 | 534-1214 (534-1216) | 知的障害者 |
| 港南中央地域活動ホーム そよかぜの家 地域支援室 | 〒233-0004 港南区港南中央通 1-12 1 階 | 370-7502 (370-7503) | 知的障害者 |
| 青葉メゾン 地域生活支援センター Vivo | 〒227-0038 青葉区森 5-1-17 青葉メゾンこどもの国ワークステーション | 960-0070 (963-6660) | 知的障害者 |
| 泉地域活動ホームかかやき | 〒245-0013 泉区中田東 3-15-2 中田町セカビル 303 | 804-0660 (443-7966) | 知的障害者 |
| 地域活動ホームどんとこい・みなみ 地域生活支援センター 南海 | 〒232-0045 南区東時田町 1-10 | 350-8112 (350-8114) | 知的障害者 |
| 横浜市中山みどり園 | 〒226-0011 緑区中山町 395-2 | 934-9510 (530-0860) | 知的障害者 |
| せや活動ホーム太陽 別館 | 〒246-0013 瀬谷区相沢 2-18-3 | 300-3156 (300-0016) | 知的障害者 |
| つづき地域活動ホームくさびえ | 〒224-0014 都筑区牛久保東 1-33-1 | 590-5778 (590-5779) | 知的障害者 |
| かながわ地域活動ホームほのぼの | 〒221-0801 神奈川区神大寺 1-41-14 テラKⅡ 1 階 生活支援センター アシスト内 | 548-8611 (565-9322) | 知的障害者 |
| 金沢地域活動ホームりんごの森 | 〒236-0058 金沢区能見台東 2-4 能見台ふれあい館 1 階 | 784-2709 (784-2758) | 知的障害者 |
| 地域活動ホームガッツ・ビーと西 横浜障がい相談システムねくさす | 〒220-0051 西区中央 1-18-22-103 | 594-7681 (594-7682) | 知的障害者 |
| ゆかり荘 | 〒221-0856 神奈川区三ツ沢上町 26-21 | 322-7765 (322-7767) | 精神障害者 |
| 横浜市港北区生活支援センター | 〒222-0035 港北区鳥山町 1 7 3 5 横浜市総合保健医療 センター 4 階 | 475-0120 (475-0121) | 精神障害者 |
| 横浜市保土ヶ谷区生活支援センター | 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町 5-11 かるがも 4 階 | 333-6111 (340-2000) | 精神障害者 |
| 横浜市青葉区生活支援センター ほっとサロン青葉 | 〒225-0014 青葉区荏田西 2-14-3 ハーモス荏田 2 階 | 910-1985 (910-0106) | 精神障害者 |
| 横浜市港南区生活支援センター | 〒233-0003 港南区港南 4-2-7 3 階 | 842-6300 (840-0313) | 精神障害者 |

| 名 称 | 所 在 地 | 電話番号 (FAX) | 担当障害種別 |
|--------------------------|---|------------------------|--------------|
| 横浜市金沢区生活支援センター 愛&あい | 〒236-0021 金沢区泥亀 2-1-7 2階 | 701-4116 (701-4116) | 精神障害者 |
| 横浜市南区生活支援センター サザンウインド | 〒232-0027 南区新川町 1-1 リーグ エルフィン 横浜南 2階 | 251-3991 (251-3991) | 精神障害者 |
| 横浜市神奈川区生活支援センター | 〒221-0825 神奈川区反町 1-8-4 はーと友神奈川4階 | 322-2907 (322-2908) | 精神障害者 |
| 横浜市栄区生活支援センター | 〒247-0007 栄区小菅ケ谷 3-32-12 2階 | 896-0479 (896-0478) | 精神障害者 |
| 横浜市緑区生活支援センター | 〒226-0011 緑区中山町 1154-1 | 929-2800 (931-6650) | 精神障害者 |
| 横浜市磯子区生活支援センター | 〒235-0023 磯子区森 4-1-17 | 750-5300 (750-5301) | 精神障害者 |
| 横浜市鶴見区生活支援センター | 〒230-0062 鶴見区豊岡町 28-4 ホームとよおか4階 | 576-3173 (576-3172) | 精神障害者 |
| 旭区地域生活支援拠点ほっとぽっと | 〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 2-1-16 | 953-6727 (953-6762) | 精神障害者 |
| 横浜市泉区生活支援センター 芽生え | 〒245-0018 泉区上飯田町 1 3 3 1 市営上飯田団地 1 0号棟 1階 | 800-3371 (342-5056) | 精神障害者 |
| 横浜市中区生活支援センター | 〒231-0801 中区新山下三丁目 1-29 みはらしビル 3階 | 624-0275 (624-0183) | 精神障害者 |
| 横浜市瀬谷区生活支援センター | 〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町 469 せやまる・ふれあい館 2階 | 363-8900 (392-1114) | 精神障害者 |
| 横浜市都筑区生活支援センター こころ野 | 〒224-0033 都筑区茅ヶ崎東 4-13-40 | 947-0080 (947-0088) | 精神障害者 |
| 戸塚区生活支援センター | 〒244-0002 戸塚区矢部町 1259-1 | 350-5292 (350-5292) | 精神障害者 |
| 生活支援センター西 | 220-0055 西区浜松町 3-14 横浜 OT ビル 1階 | 252-2414 (348-9090) | 精神障害者 |
| 横浜市発達障害者支援センター | 〒231-0047 中区羽衣町 2-4-4 エパーズ第 8 関内ビル 5階 | 334-8611 (334-8619) | 発達障害者 |
| クラブハウスすてっぴなな | 〒224-0041 都筑区仲町台 5-2-25 ハストミビル 003号 | 949-1765 (949-1765) | 高次脳機能 障害者 |

(2) 地域移行・地域定着支援事業

支援法 身 知 精

ア 地域移行支援

【内 容】 障害者支援施設・児童福祉施設・保護施設・矯正施設等に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者に地域生活へ移行するための支援を行います。

【対 象 者】 ・障害者支援施設又は児童福祉施設、保護施設、矯正施設等に入所している障害者
・精神科病院に入院している精神障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

イ 地域定着支援

【内 容】 居宅において単身等で生活する障害者に、常時の緊急連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行います。

【対 象 者】 居宅において単身又は家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業 **身** **知** **精**

意思の疎通が困難な障害者・児が入院した場合に、円滑な医療行為が行えるよう医療従事者との意思疎通を支援するため、コミュニケーション支援員を派遣します。

【対象者】 横浜市内の学齢児以上の障害者で、次のすべてにあてはまる方

- ① 意思疎通を円滑に図ることが難しい（※）、65歳未満で手帳を取得した全身性障害（肢体不自由1、2級）、知的障害、精神障害のある方
 - ② 障害福祉サービスを利用している方
 - ③ 入院先の医療機関の了解を得られる方
- ※ 窓口にて要件の確認があります。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(4) 訪問指導事業 **身** **知** **精**

【対象者】 生活の場で支援を必要とする18歳以上の障害者とその家族

【内 容】 福祉保健センターの保健師などが家庭を訪問し、ご本人やご家族のこころとからだの悩みや不安などに関する相談に応じながら、日常生活上のアドバイスを行います。

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

日中活動**(1) 障害福祉サービス**

障害者総合支援法（16頁）では、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援」、「地域活動支援センター」の5種類の日中活動の場があります。それぞれ利用者の意向や障害の状況にあわせて、活動の場を選択します。また、障害児は児童福祉法に基づいた、訓練や活動の場である「児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業」（77頁）があります。

ア 生活介護事業 **支援法**（151頁～）

【内 容】 食事や入浴・排せつ等の介護や、日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会等を提供します。

- 【対象者】 ① 障害支援区分3以上（「施設入所支援」併用の場合は区分4以上）
② 年齢が50歳以上の場合
障害支援区分2以上（「施設入所支援」併用の場合は区分3以上）

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

イ 自立訓練事業（生活訓練） **支援法** **知** **精**（151頁～）

【内 容】 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。標準利用期間は2年間です。

【対象者】 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持向上等のため、一定の支援を必要とする知的障害者・精神障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

ウ 自立訓練事業（機能訓練） **支援法** **身**（151頁～）

【内 容】 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施します。標準利用期間は1年6か月間です。

【対象者】 地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持向上等のため、一定の支援を必要とする身体障害者・難病等対象者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

工 宿泊型自立訓練事業 **支援法** (153頁～)

日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方に対し、夜間居住の場を提供し、帰宅後に生活能力等の維持・向上のための支援等を実施します。

才 就労移行支援事業 **支援法** (153頁～)

【内 容】 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施します。標準利用期間は2年間です。

【対 象 者】 ① 企業等への就労を希望する65歳未満の障害者
② 技術を習得し在宅で就労、起業を希望する65歳未満の障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

力 就労継続支援事業（A型） **支援法** (153頁～)

【内 容】 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援を実施します。

【対 象 者】 次のいずれかに該当する65歳未満の障害者

- ① 就労移行支援事業を利用後、企業等での雇用に結びつかなかった障害者
- ② 就職活動の結果、企業等での雇用に結びつかなかった障害者
- ③ 就労経験はあるが、現在離職している障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

キ 就労継続支援事業（B型） **支援法** (153頁～)

【内 容】 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けた支援を実施します。

【対 象 者】 ① 就労等の経験後、年齢や体力的な問題から就労等の継続が困難になった障害者

② 50歳を超えている障害者又は障害基礎年金1級受給者

③ ①、②以外で就労移行支援事業者等による就労アセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われている障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 地域活動支援センター

在宅の障害者が、地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、創作的な活動又は生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場として、5種類の日中活動の場があります。利用者それぞれの意向や障害の状況にあわせて、活動の場を選択します。

ア 地域活動支援センター（デイサービス型） **支援法**

在宅の障害者が障害者地域活動ホームなどの登録事業所に通所して、機能訓練・創作的活動・給食・送迎等のサービスを受けることができます。

【対 象 者】 在宅の身体障害者、知的障害者、精神障害者

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】 「地域活動施設一覧表」（障害者地域活動ホーム）（126～128頁 参照）ほか

イ 地域活動支援センター（障害者地域作業所型・精神障害者地域作業所型）**支援法**

在宅の障害者が、登録事業所に通所して地域において自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動・生産活動等のサービスを受けることができます。

① 地域活動支援センター（障害者地域作業所型） **身** **知**

【対象者】主に在宅の身体障害者、知的障害者

【窓口】各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】「地域活動施設一覧表」（130～133頁 参照）

② 地域活動支援センター（精神障害者地域作業所型） **精**

【対象者】主に在宅の精神障害者

【窓口】各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】「地域活動施設一覧表」（134～136頁 参照）

ウ 精神障害者生活支援センター**精****支援法**

精神障害者が地域で自立した生活を送るために、精神保健福祉士などによる相談支援や、生活維持のためのサービス（食事、入浴、洗濯）、生活情報の提供、地域との交流の促進等を行います。

【対象者】主に在宅の精神障害者

【窓口】精神障害者生活支援センター（129～130頁）

【実施施設】「相談窓口」（7～8頁 参照）

エ 中途障害者地域活動センター**身****支援法**

社会参加のための活動の場として、スポーツ、創作活動、地域交流等を実施しています。

【対象者】おおむね40～64歳の脳血管疾患の後遺症等による在宅の中途障害者

【窓口】各区福祉保健センター（裏表紙）

【実施施設】「地域活動施設一覧表」（137頁 参照）

【関連情報】リハビリ教室（93頁 参照）

施設等の一時利用**（1）短期入所事業・日中一時支援事業****身****知****精****支援法**

在宅の障害児・者の介護者や家族が疲労回復をはかるときや、病気・事故・出産又は冠婚葬祭等の理由で、障害児・者が介護を受けられないときに、障害児・者が一時的に施設や病院に入所したり、日中のうちの数時間を施設や病院で過ごします。

【対象者】在宅の身体障害児・者、知的障害児・者、精神障害児・者、障害福祉サービスの対象となる難病患者

※精神障害児・者は短期入所のみ対象です。

【利用者負担】原則1割負担。一部収入額に応じ減免があります。

【実費負担】食費・光熱水費・日用品費等の実費相当額

【実施施設】**身** **知** 「入所・通所施設一覧表」（151頁～）ほか

精 「ヴィラあさひの丘」（159頁）「横浜市総合保健医療センター」（161頁）ほか

【窓口】各区福祉保健センター（裏表紙）

(2) 緊急一時保護制度（病院入所及び家庭介護人派遣）**身 知**

在宅の障害児・者の介護者や家族が病気・事故・出産又は冠婚葬祭等の理由で、障害児・者が介護を受けられないときに、病院への入所又は介護人の派遣を利用できます。

【対象者】 在宅の重度重複障害児・者、身体障害児・者、知的障害児・者

【利用者負担】 利用者とその扶養義務者の所得税額に応じた額

【実費負担】 病院の入所を利用する場合は、食材料費・日用品費等の実費相当額

| 実施施設 | 名 称 | 所 在 地 | 対 象 者 |
|------|----------|--------------|-----------------|
| | 国際親善総合病院 | 泉区西が岡 1-28-1 | 身体障害者、知的障害者、障害児 |

【窓 口】 障害児は児童相談所（1 頁）、障害者は各区福祉保健センター（裏表紙）

(3) 知的障害者短期宿泊訓練施設

市内に住む知的障害者とその保護者を対象に、よりよい家庭生活・養育・介護ができるよう、短期宿泊と家庭訪問による継続した指導を行います。また、障害児者とその家族、ボランティア等が自主的な研修を行う場として宿泊施設の開放を行います。

【窓 口】 施設又は各区福祉保健センター（裏表紙）

(4) 難病患者一時入院事業

医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが一時的に困難になった場合、14 日以内で横浜市指定の病院に入院できます。

【対象者】 人工呼吸器を使用している等、医療依存度が高い難病患者（21～23 頁掲載の疾病）

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

(5) 精神障害者家族支援事業（緊急滞在所運営）

精神障害者本人との関係悪化等のため同居が困難になった家族に対して、一時的に滞在する場所を提供します。また、家族会によるピア相談と学習会の提供、運営委託先の専門職員による相談支援を行います。

【対象者】 精神障害またはその疑いがある方の家族

【実費負担】 食費・光熱水費等の実費相当額（生活保護世帯は食費以外無料）

【窓 口】 各区福祉保健センター（裏表紙）

※利用するためには各区福祉保健センターで事前登録が必要となります。

※運営委託先の空室状況により、本事業を利用できない場合があります。

※対象者要件確認のため利用までに日数がかかる場合があります。